

住民監査請求（図書館不明図書等） 監査結果について（概要）

平成25年11月12日付けで提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求とならない旨請求人に通知しました。（却下）

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

今年度（平成25年度）において、大阪市立中央図書館及び地域図書館に係る職員（大阪市職員及びその他職員）が大阪市の財産である、図書館内の所有している本、図書、及びCD類に関してその財産の管理を怠り、平成25年4月～9月までに不明な状態の分70点を発生させている事実があり、不明ということは紛失などしている分が発生していて財産を失っている結果になっている。

よって大阪市（及び大阪市民）の財産に損害が生じている。

以上、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、是正すること、及びこの財産の管理を怠る事実により、大阪市（及び大阪市民）のこうむった損害を補填するために必要な措置（ただちに不明とされたものの分析、原因を追求し、紛失したものについては責任者の管理責任（処分等）を行ない弁済を原因者に求め、不明とされたものをただちに再購入して元に戻すようにする又その内容を公表すること。）を講ずることを請求する。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

- ・ 地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。
- ・ これを、本件請求についてみると、請求人は、本市職員が、図書及びCD類に関して、その管理を怠ったために、平成25年4月から9月までに70点が不明となっており、紛失などにより財産を失っている旨主張するが、本市職員が財産管理を怠っていると主張するに止まるものであり、財産管理の手続き等に関し、住民監査請求の対象となり得る本市職員の個別具体的な財務会計上の行為の違法性を問題とするものとはいえない。
- ・ また、請求人が提出した「公開請求にかかる情報提供資料」は、70点の図書等が不明となっている事実を証するものではあるが、中央図書館における図書等の管理について、現物点検リストにより委託請負事業者が点検し、見つからない場合に本市職員が探索するという手続きが記載されているのみで、違法不当な財産管理の事実を証するものとはなっていない。
- ・ そうすると、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。